

## 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

(1) 平成〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇〇号「東京都建築審査会裁決及び裁決に関する第一審判決内容の情報提供について（回答）」

開示しない部分	根 拠	理 由
東京地方裁判所判決文に記載の事件番号を特定できる情報（事件番号、判決言渡日等の日付、審査請求事件の文書番号、案件に関わる物件の住所、訴訟関係者の名称、裁判官名等を含む。）及び当該訴訟に関わる個人に関する情報	第7条第2号	当該情報を公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が明らかになり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものと認められるため
裁決書に記載された個人の氏名の一部	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため
利用目的	第7条第6号	建築審査会や建築行政の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、国との密接かつ率直な情報や意見の交換に支障を及ぼし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
国土交通省関東地方整備局建政部建築安全課の電話番号及びファックス番号	第7条第6号	不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話・FAXが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

(2) 令和〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇〇号「東京都建築審査会裁決に関する設計図書及び同裁決に関する高裁及び最高裁判決の内容の情報提供について（回答）」

開示しない部分	根 拠	理 由
東京高等裁判所判決に記載の事件番号を特定できる情報（事件番号、判決言渡日等の日付、審査請求事件の文書番号、関係する裁判所に関する情報、裁判官名、書記官名等を含む。）及び当該訴訟に関する個人に関する情報	第7条第2号	当該情報を公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が明らかになり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものと認められるため
事件番号、決定日、原判決の判決日、裁判所名並びに裁判官及び書記官の氏名	第7条第2号	公にすることにより、具体的な訴訟事件を特定することができ、受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となる情報であり、当該訴訟記録と照合することで、当該訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができるものであるため
印影	第7条第4号	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため
当事者目録に記載された個人の氏名の一	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため
図面（図面名は除く）	第7条第1号、第3号及び第4号	著作権法に基づく、設計者独自のノウハウや工夫に基づく創意的表現による未公表の著作物に関する情報が記録されている部分があり、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。 設計会社等が長年の技術開発と自助努力によって得た様々な機材やその配置等の技術情報が記載され、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該文書を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、防犯上の支障をきたすため。
利用目的	第7条第6号	国が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
国土交通省関東地方整備局建政部建築安全課の電話番号及びファックス番号	第7条第6号	不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話・FAXが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため